

担当：保健福祉部社会福祉課 松下恵子 電話0279-22-2250 内線1226

件名：渋川市子どもの学習支援事業の実施について

- 1 目的 経済的に厳しい状況にある世帯（生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯）の中学生が希望する進学等が果たせるように学力の向上を支援するとともに、当該世帯が抱える問題や不安に対し助言や支援を行い、世帯の自立（日常生活自立、社会生活自立及び就労自立）を図ることを目的とします。
- 2 内容 学習支援員（教職員退職者等）が学習支援を希望する生徒の家庭を訪問し、当該生徒の習熟状況に応じて個別に学習指導を行います。指導にあたっては、学校の教科書やプリント等を使用し、基礎学力の定着、学習の習慣化を図ります。
学習支援と併せて生徒や保護者の相談に応じ、世帯に支援が必要な場合は社会福祉課経由で適切な対応を行う関係機関につなぎます。
- 3 対象者 本事業の対象者は市内に居住する、次のいずれかに該当する者のうち、保護者から申込みのあった者とします。
(1) 生活保護受給世帯に属する中学生（全学年）
(2) 児童扶養手当受給世帯に属する中学3年生
- 4 訪問回数 支援を受ける生徒1人につき、1か月に2～3回、支援時間は1時間程度です。
- 5 事業開始時期 平成29年5月下旬から
- 6 費用負担 利用料は無料
- 7 その他 生活困窮者自立支援制度の任意事業 国庫補助 1／2